

## 携帯電話不正利用防止法の本人確認等について

携帯音声通信事業者、契約代理業者及びレンタル携帯電話事業者は、携帯電話不正利用防止法に基づき、契約の際に相手方の本人確認を行わなければなりません。  
また、本人確認記録を作成し、保存する必要があります。

### 【携帯電話不正利用防止法とは】

携帯電話不正利用防止法（「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」とは、匿名の携帯電話が振り込め詐欺等の犯罪に利用されていたことを受け、携帯電話事業者に契約者の身分証明書による本人確認を行うことを義務づけた法律です（平成18年4月施行）。特に、匿名のレンタル携帯電話が犯罪に利用されているという現状が問題になり、レンタル携帯電話事業者に身分証明書による本人確認を義務づけることなどを内容として、平成20年6月に法改正が行われました。

### 【規制の対象となる者】

携帯電話不正利用防止法は、携帯音声通信事業者（MVNOを含む。）、携帯音声通信事業者のために役務提供契約の締結の代理等を業として行う者（契約代理業者）及び通信可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者（レンタル携帯電話事業者）を対象とする法律です。  
なお、「通信可能端末設備等」とは、国内で通話可能な携帯電話・PHSとSIMカードのことをいいます。

### 【本人確認手続】

施行規則（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則）に規定されている本人確認書類により、契約者の氏名・住居・生年月日（契約者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地）を確認しなければなりません。

本人確認の方法は概ね以下のとおりです。

対面手続の場合：本人確認書類の提示を受ける方法

非対面手続の場合：本人確認書類又はその写しの送付を受け、記載の住居にあてて携帯電話等を本人限定受取郵便等により送付する方法

本人確認書類とは、

個人の場合：運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等

法人の場合：登記事項証明書、印鑑登録証明書等

を指します。

※法人との契約の場合は、法人の本人確認に加え、契約担当者の本人確認が必要になります。

※レンタル携帯電話事業の場合の本人確認書類は、顔写真付きである必要があります。その他の本人確認手続の詳細は、総務省のHPや施行規則をご確認ください。

### 【本人確認記録の作成・保存】

契約者の本人確認を行った後、速やかに本人確認記録を作成しなければなりません。また、作成した本人確認記録については、契約が終了した日から3年間は保存しておく必要があります。

※レンタル携帯電話事業の場合は、3日以内に本人確認記録を作成する必要があります。その他の本人確認に記録しなければならない事項の詳細は総務省のHPをご確認ください。

### 【レンタル携帯電話事業者が義務に違反した場合】

レンタル携帯電話事業者が本法に規定されている義務に違反した場合には、罰則が科せられます。行政指導や行政処分が行われることなく、直接罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。

本人確認義務違反、本人確認記録作成・保存義務違反の場合には、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科されることとなります。

### 【ホームページなど】

法についての解説やQ&Aなどのさらなる情報については、総務省のHP

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/050526\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html) をご覧ください。

### 【問い合わせ先】

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課

TEL:03-5253-5843 FAX:03-5253-5948

## 電話受付代行業・電話転送サービス事業を営んでいる方々へ ～改正犯罪収益移転防止法の施行と本人確認等について～

電話受付代行業・電話転送サービス事業者は、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客に対する取引時確認や疑わしい取引の届出等が義務づけられています。また、本人確認記録を作成し、保存する必要があります。

平成25年4月より施行された改正法では、電話転送サービス事業が新たに犯罪収益移転防止法の対象に含まれたほか、取引時の確認事項が追加されました。

### 【犯罪収益移転防止法とは】

犯罪収益移転防止法(「犯罪による収益の移転防止に関する法律」)は、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されました(平成20年3月1日施行)。

自己の電話番号を、顧客の連絡先として利用することを許諾する電話受付代行業及び電話転送サービス事業(注)は、これを利用することにより、利用者が業務の拠点を隠匿し、事業の信用性や規模を誇大に作出することが可能であり、実際に振り込め詐欺やヤミ金融等がバーチャルオフィスとして利用していたケースが目立っていることから、犯罪収益移転防止法の対象とされています。

(注:電話転送サービス事業は、電気通信事業法第16条の届出が必要となります。)

### 【改正犯罪収益移転防止法について】

平成23年4月に、改正法が成立し、平成25年4月に施行されました。

改正のポイントは、法の対象に電話転送サービス事業者が追加されたこと、取引時確認の際の確認項目が追加されたこと、マネー・ローンダリングに利用される恐れが特に高い取引(ハイリスク取引)という類型が追加されたこと等が挙げられます。

### 【取引時確認】

電話受付代行業・電話転送サービス事業者は、契約の締結時において、顧客に対して以下の事項を確認しなければなりません。

- ①本人特定事項(個人の場合:氏名・住居・生年月日 法人の場合:名称・所在地)
- ②取引を行う目的 ③職業(個人の場合)又は事業内容(法人の場合)
- ④実質的支配者(法人の場合) ⑤資産及び収入の状況(ハイリスク取引の一部の場合)

本人確認の方法は概ね以下のとおりです。

対面手続の場合 : 本人確認書類の提示を受ける方法

非対面手続の場合 : 本人確認書類又はその写しの送付を受け、記載の住居にあてて携帯電話等を本人限定受取郵便等により送付する方法

本人確認書類とは、個人の場合:運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等  
法人の場合:登記事項証明書、印鑑登録証明書等

を指します。

※法人との契約の場合は、法人の本人確認に加え、契約担当者の本人確認が必要になります。

※詳細な本人確認書類の種類及び確認の方法については、総務省のHPをご覧ください。

### 【確認記録の作成・保存】

取引時確認を行った場合には直ちに確認記録を作成し、契約が終了した日から7年間は保存しておく必要があります。

### 【疑わしい取引】

電話受付代行業・電話転送サービス事業を遂行するに当たり、犯罪収益等の隠匿又は薬物による収益の隠匿を意図した利用が疑われる契約があった場合、総務省に届け出る必要があります。

※疑わしい取引の参考事例につきましては、総務省のHPをご覧ください。

### 【ホームページなど】

法についての解説やQ&Aなどのさらなる情報については、総務省のHP

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/money/top.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/money/top.html) をご覧ください。

### 【問い合わせ先・疑わしい取引の届出先】

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課

TEL:03-5253-5843 FAX:03-5253-5948